

半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成19年9月期版)

会計基準の改訂や「金融商品取引法」の施行等に伴い、中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則（以下「中間財務諸表等規則等」という）及び企業内容等の開示に関する内閣府令が改正されています。

これらの改正等に伴い、平成19年9月中間決算にかかる半期報告書の作成・提出に際しては、以下の事項について留意する必要があります。

I. 中間財務諸表等規則等の改正等について

○ 「リース取引に関する会計基準」の公表に伴う改正について

「リース取引に関する会計基準」の公表に伴い、中間財務諸表等規則等の改正（平成19年8月15日公布）が行われています。適用は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度等からとなっていますが、平成19年4月1日以後に開始する事業年度等及び中間会計期間等からも適用（早期適用）することができることとなっていますので、早期適用する場合は、改正事項に留意願います。

(1) 貸借対照表項目の追加

すべてのファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に準じた会計処理を行うこととされたことに伴い、以下の項目を貸借対照表項目として追加しています。

- ① リース物件の貸主として、流動資産及び投資その他の資産の項目に「リース債権」及び「リース投資資産」を追加
- ② リース物件の借主として、有形固定資産及び無形固定資産の項目に「リース資産」、流動負債及び固定負債の項目に「リース債務」を追加

(2) リース取引に関する注記事項の変更

ファイナンス・リース取引につき、これまでの注記事項に代えて以下の事項を注記することとしています。

- ① 提出会社がリース物件の借主である場合は、重要性の乏しい場合を除き、リース資産の内容及びリース資産の減価償却の方法
- ② 提出会社がリース物件の貸主である場合は、重要性の乏しい場合を除き、(i)リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額、(ii)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

II. 企業内容等の開示に関する内閣府令について

金融商品取引法の施行に伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令に規定される半期報告書の様式について、改正が行われています。主な改正点は以下のとおりとなっています。

- (1) 第一部 第4・1(1)②【発行済株式】

(改正前) 上場証券取引所名又は登録証券業協会名

(改正後) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

(2) 第一部 第4・1(2) 【**新株予約権等の状況**】

(改正前) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(改正後) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(3) 第二部 第1・2(1) 【**保証会社が提出した書類**】

(改正前) ① 【**有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書**】

(改正後) ① 【**有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書**】

Ⅲ. 添付書類（代表者による適正性の確認）について

代表者の確認書制度は、金融商品取引法の実施により義務化され、その様式も企業内容等開示に関する内閣府令に定められました。適用は、平成20年4月1日以後開始する事業年度からとなりますが、平成20年3月31日までに提出する半期報告書に確認書を添付する場合は、経過措置によって、従前の確認書を添付することとされています。経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、引き続きこの制度の一層の活用をお願いします。

従前の確認書の書面には、おおむね次の事項を記載し、代表者がその役職を表示して自署し、自己の印を押印するものとされています。

(1) 当該半期報告書の記載内容が適正であることを確認した旨

(2) 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由

(3) 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容

(4) 当該確認について特記すべき事項